

総務省組織規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

令和 8 年度機構査定結果及び総務省における自主的な組織・定員管理の実施を踏まえ、総務省組織規則（平成 13 年総務省令第 1 号）の一部を改正する。

2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
国際戦略局	技術政策課スタートアップ支援室（振替新設）	第37条
	通信規格課標準化戦略室（振替廃止）	第38条
情報流通行政局	地域通信振興課デジタル経済推進室（廃止）	旧第47条
	放送技術課技術企画官（廃止）	第49条
総合通信基盤局	事業政策課電気通信経済安全保障室（振替新設）	第56条
	事業政策課市場評価企画官（振替廃止）	

上記のほか、所要の改正を行う。

3 公布日

令和 8 年 8 月 4 日

4 施行期日

公布の日から施行